

## 氷見市空き家等流通促進報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家物件を掘り起し、流通の促進を図るため、氷見市空き家流通促進報奨金（以下「報奨金」という。）の交付に関し、氷見市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（空き家及びその敷地）であつて、市内に存する一戸建ての専用住宅をいう。この場合、今後使用見込みのないものを含むものとする。
- (2) 仲介手数料0円空き家バンク 氷見市空き家情報バンク制度要綱に基づいて運営する売買価格が250万円以下及び売買により発生する宅地建物取引業法第46条に規定する報酬を受け取らない空き家等を対象にしたシステムをいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権を有し、売却できる者をいう。
- (4) 被災者等 被災者及び移住者をいう。
- (5) 被災者 令和6年能登半島地震の発生時において氷見市に住所を有し、当該地震により住家に居住することができない状態となった者とし、次の要件のいずれかに該当する者に限る。
  - ア 住家が被害認定基準（り災証明書の建物の被害の程度）において全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた者
  - イ 仲介手数料0円空き家バンクに登録された空き家等を購入した日（売買契約を締結した日をいう。以下「購入日」という。）において、市から災害救助法に基づき市営住宅や民間賃貸住宅等の応急住宅の提供を受けている又は受けていた者
  - ウ その他市長が認める者
- (6) 移住者 次の要件のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 氷見市に転入して2年を経過していない者（転入の日の前日から起算して直前に1年以上氷見市に居住していなかった者に限る。）
  - イ 購入日の翌日から起算して1年以内に氷見市に転入する予定の者（購入日の前日から起算して直前に1年以上氷見市に居住していなかった者に限る。）
- (7) 取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に定める

宅地建物取引業者をいう。

(8) 成約 所有者と被災者等との間で、仲介手数料0円空き家バンクを通じて売買契約が成立することをいう。

(9) 購入者 仲介手数料0円空き家バンクを通じて空き家等を購入した被災者等をいう。

(報奨金の交付)

第3条 市長は、次のいずれかの場合に取引業者に対し報奨金を交付するものとする。

(1) 取引業者が所有者から売買の媒介又は代理について依頼を受けた空き家等を氷見市空き家情報バンク制度要綱第4条第1項に基づき仲介手数料0円空き家バンクに登録した場合

(2) 前号の空き家等が成約した場合

2 前項の規定により報奨金の交付を受けることができる取引業者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 氷見市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。

(2) 市長が不相当であると認めた者でないこと。

(交付の要件)

第4条 仲介手数料0円空き家バンクへの登録時に交付する報奨金（以下「登録報奨金」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に交付する。

(1) 所有者及び取引業者の双方が合意のうえ、氷見市空き家情報バンク制度要綱第4条の規定に基づき空き家を売買物件として仲介手数料0円空き家情報バンクに登録し、5年間継続して登録する意思があること。ただし、成約した場合はこの限りでない。

(2) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅でない空き家であること。

(3) 空き家等に、所有権以外の権利が設定されていないこと。

2 成約時に交付する報奨金（以下「成約報奨金」という。）の交付は次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に交付する。

(1) 所有者及び購入者から宅地建物取引業法第46条に規定する報酬を受け取らないこと。

(2) 購入者が、報奨金の交付対象者の代表者又は所有者の3親等以内の親族でないこと。

(報奨金の額等)

第5条 報奨金の額は、登録報奨金10万円、成約報奨金20万円とする。

2 報奨金の交付は、空き家等の1物件あたり登録時及び成約時のそれぞれ1回限りとし、予算の範囲内において交付する。

(交付に必要な書類等)

第6条 登録報奨金の交付を受けようとする取引業者は、氷見市仲介手数料0円空き家バンク登録報告書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録する空き家及び敷地の所有者が確認できる書類
- (2) 誓約書兼個人情報の取扱い等に関する同意書(宅地建物取引業者用)(様式第2号)
- (3) 誓約書兼個人情報の取扱い等に関する同意書(所有者用)(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 成約報奨金の交付を受けようとする者は、氷見市仲介手数料0円空き家バンク成約報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等の売買契約書の写し
- (2) 購入者が被災者の場合は、り災証明書又は応急住宅の提供を受けたことを証する書類
- (3) 購入者が転入者の場合は、転入が確認できる書類
- (4) 購入者が転入予定者の場合は、転入を確約する書類(様式第5号)
- (5) 誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書(購入者用)(様式第6号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(報奨金の支払)

第7条 市長は、前条の規定に基づく登録又は成約の報告があったときは、その内容を確認し、交付することが適当と認めたときは、報奨金を支払うものとする。

(登録の削除)

第8条 仲介手数料0円空き家バンクに登録した日から5年を経過した空き家等については、登録を削除するものとする。ただし、氷見市空き家情報バンクに新たに登録し直すことを妨げるものではない。

(報奨金の返還等)

第9条 市長は、報奨金を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、期限を定めてその全額について返還を命じることができる。

- (1) 氷見市仲介手数料0円空き家バンクに登録した日の翌日から5年以内に、氷見市仲介手数料0円空き家バンクの登録を取下げたとき又は抹消されたとき（ただし、成約した場合を除く。）。
- (2) 報奨金の報告に関して、偽りその他の不正な行為があったとき。
- (3) 本要綱に定める登録の要件に違反したとき。
- (4) 市長が報奨金の支払いを取り消すことが適当と認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月5日から施行する。
- 2 令和6年2月29日以前に氷見市空き家情報バンクに登録があった空き家について、この要綱に基づいて報奨金を交付する場合は、成約報奨金のみとする。